

改正履歴

平成26年9月29日公布(公布の日から施行)

○制定・改廃及び趣旨

地方自治法では、議会の議長の議事整理権及び議会代表権を、亀山市議会委員会条例では、委員会の委員長の議事整理権及び秩序保持権を規定しています。

こうした職務権限を持つ議長及び委員長が職務を遂行するうえでの責務を明確にするため、所要の改正を行うものです。

○改正内容

(1) 議長の責務として、「議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない」ことを規定します。

＜新第6条関係＞

(2) 委員長の責務として、「委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない」ことを規定します。 ＜新第7条関係＞

新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 議会運営及び議員活動の原則 (第 4 条—第 9 条)	第 2 章 議会運営及び議員活動の原則 (第 4 条—第 7 条)
第 3 章 市民と議会の関係 (第 10 条)	第 3 章 市民と議会の関係 (第 8 条)
第 4 章 議会と市長の関係 (第 11 条—第 15 条)	第 4 章 議会と市長の関係 (第 9 条—第 13 条)
第 5 章 議員間の自由討議 (第 16 条)	第 5 章 議員間の自由討議 (第 14 条)
第 6 章 政務活動費 (第 17 条)	第 6 章 政務活動費 (第 15 条)
第 7 章 議員の政治倫理、定数及び報酬 (第 18 条—第 20 条)	第 7 章 議員の政治倫理、定数及び報酬 (第 16 条—第 18 条)
第 8 章 議会の改革及び体制の整備 (第 21 条—第 23 条)	第 8 章 議会の改革及び体制の整備 (第 19 条—第 21 条)
第 9 章 最高規範性及び見直し手続 (第 24 条・第 25 条)	第 9 章 最高規範性及び見直し手続 (第 22 条、第 23 条)
第 10 章 雑則 (第 26 条)	第 10 章 雑則 (第 24 条)
附則	附則
第 2 章 議会運営及び議員活動の原則	第 2 章 議会運営及び議員活動の原則
(議員の役割、責務等)	(議員の役割、責務等)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
(議長の責務)	
第 6 条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。	

(委員長の責務)

第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。

第8条及び第9条 (略)

第3章 市民と議会の関係

第10条 (略)

第4章 議会と市長の関係

第11条～第15条 (略)

第5章 議員間の自由討議

第16条 (略)

第6章 政務活動費

第17条 (略)

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

第18条～第20条 (略)

第8章 議会の改革及び体制の整備

第21条～第23条 (略)

第9章 最高規範性及び見直し手続

第24条及び第25条 (略)

第26条 (略)

第6条及び第7条 (略)

第3章 市民と議会の関係

第8条 (略)

第4章 議会と市長の関係

第9条～第13条 (略)

第5章 議員間の自由討議

第14条 (略)

第6章 政務活動費

第15条 (略)

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

第16条～第18条 (略)

第8章 議会の改革及び体制の整備

第19条～第21条 (略)

第9章 最高規範性及び見直し手続

第22条及び第23条 (略)

第24条 (略)